

自動車税・自動車取得税 減免のしおり

和歌山県では、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている自動車について、一定の要件のもとに自動車税・自動車取得税の減免を実施しています。

●減免対象者の範囲

障害の区分		障害の程度		
		・身体障害者等本人が運転する場合	・身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合 ・身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合(世帯構成員も下記等級に該当される場合に限ります。)	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1(両眼の視力の和が0.09以上0.12以下)	1級～3級・4級の1(両眼の視力の和が0.09以上0.12以下)	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級の1(両上肢機能の著しい障害)・2級の2(両上肢の全ての指を欠くもの)	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級		
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級		
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	特別項症～第2項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)		
	上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症※	特別項症～第3項症	
	体幹不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症※	特別項症～第4項症	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳	重度(A)	重度(A)		
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級		

※戦傷病者手帳の旧第3款症は対象外となりますので、御注意ください。

注1 減免制度において「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方をいいます。

2 「身体障害者等と生計を一にする方」とは、身体障害者等と日常生活の資を共通にしている同居の親族の方をいいます。

3 「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車をもっぱら当該身体障害者等の通勤・通学等のために、継続して(1年以上)日常的に(週3日程度以上)運転する方であって、当該身体障害者等の住所地の福祉事務所長等の確認を受けた方をいいます。

4 複数の障害がある場合でも、原則として個々の障害の等級により判断されます。

●減免要件について

○次の自動車が減免の対象となります。

①本人運転

身体障害者等本人が運転する自動車

②生計同一者運転

身体障害者等と生計を一にする方が、もっぱら身体障害者等のために継続的に運転する自動車

③常時介護者運転

身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が、もっぱら身体障害者等のために継続的に運転する自動車

- *1 「もっぱら」とは、**7割程度身体障害者等のために(身体障害者等が同乗して)使用していること**をいいます。
- *2 生計同一者運転、常時介護者運転での自動車の使用目的は**身体障害者等の通院、通学、通所、通勤(生業)**です。
- *3 「身体障害者等のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付され、その障害の程度が左ページの「減免対象者の範囲」欄に記載された一定の級の方のみで構成される世帯をいいます。

○自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、**身体障害者等一人につき一台**(軽自動車を含む。)に限ります。

*他の都道府県ナンバー、法人名義およびリースの自動車は、減免対象となりません。

○すでに自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方が、新たな自動車又は軽自動車について減免を受けようとする場合は、既に減免されている自動車又は軽自動車を廃車又は移転しなければ減免されません。

○生計同一者運転、常時介護者運転の場合については、車種等が身体障害者等のための利用に適したものに限ります。

○自動車の名義、運転者については次のとおりです。

対象者の区分	自動車の名義		運転者
	所有者・使用者		
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方(18歳以上) ・戦傷病者手帳をお持ちの方 	身体障害者等本人		身体障害者等本人 (本人運転)
			身体障害者等と生計を一にする方 (生計同一者運転)
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方(18歳未満) 	身体障害者等本人又は身体障害者等と生計を一にする方		身体障害者等と生計を一にする方 (生計同一者運転)
<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 	身体障害者等本人		身体障害者等本人 (本人運転)
	身体障害者等本人又は身体障害者等と生計を一にする方		身体障害者等と生計を一にする方 (生計同一者運転)
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等(本人運転を除く) 	身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等本人		身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方 (常時介護者運転)

*所有権留保付自動車(自動車を割賦販売等で取得の場合)は、自動車検査証等の使用者欄に記載された方を所有者とみなします。

○次のような場合は減免が適用されません。

<p>本人運転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者等以外の方が日常的に使用する場合(家族や知人が自分の通勤、通学その他日常生活に使用しているなど) ●長期にわたる入院等のため身体障害者等本人が自動車を使用しない場合 ●自動車の実際の保管場所が身体障害者等の居宅及びその周辺でない場合(他の市町村に定置している場合等)
<p>生計同一者運転 常時介護者運転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者等が同乗しない使用形態が日常であるもの <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者等の通院等に利用する一方で、家族等が自分の通勤、通学その他日常生活に使用しているなど ●身体障害者等の長期にわたる入院等のため、身体障害者等のために自動車を使用しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ○入院、入所又は入寮先からの通院等は減免の適用がありません ●自動車の実際の保管場所が身体障害者等の居宅及びその周辺でない場合(他の市町村に定置している場合等) ●運転者(申請時に届出が必要)が同居していない場合[生計同一者運転]

○生計同一者運転の場合の身体障害者等の通院回数基準について

週1回以上又は月4回以上通院に使用していることを目安とします

- ・この基準を満たさない場合でも、申請自動車もっぱら身体障害者等のために継続的に使用されていると判断できる場合は、減免できるものとします。(詳しくは各県税事務所にお問い合わせください)
- ・この基準を満たしていても生計同一者の方が日常的に使用(通勤・通学等)しているときは認められません。

●減免限度額

<p>自動車税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○39,500円(排気量1.5ℓを超え2.0ℓ以下の自家用乗用自動車の年税額)まで。 ただし、グリーン税制による重課対象車両の場合は、43,400円(排気量1.5ℓを超え2.0ℓ以下の自家用乗用自動車の重課年税額)まで。 ○月割で課される自動車税の場合は、この限度額も月割となります。 ○限度額を超える差額は課税されます。
<p>自動車取得税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○課税標準額270万円(税率5%の自家用自動車の場合取得税額135,000円)まで。 ただし、身体障害者等が使用するために改造した場合は、改造に要した費用は限度額に加算します。 ○限度額を超える差額は課税されます。

●減免申請に必要な書類等

身体障害者等本人が 運転する場合	身体障害者等と生計を 一にする方が運転する場合	身体障害者等のみで構成される 世帯の身体障害者等を常時介護 する方が運転する場合
<p>○減免申請書 ・各県税事務所に備えています。 ・自動車の登録番号又は車台番号が必要です。</p> <p>○印鑑 ○手帳(原本) ○運転免許証 (両面写しでもよい) ※写真等が鮮明なもの</p>	<p>○減免申請書 ・各県税事務所に備えています。 ・自動車の登録番号又は車台番号が必要です。</p> <p>○印鑑 ○手帳(原本) ○運転免許証(原本) ○生計同一証明書 ・以下の各機関で発行されます。 発行にあたって必要な書類は各証明機関にお問い合わせください。 身体障害者手帳の場合 →住所地为管轄する市福祉事務所又は町村 戦傷病者手帳の場合 →県福祉保健総務課 療育手帳の場合 →住所地为管轄する市福祉事務所又は町村 精神障害者保健福祉手帳の場合 →住所地为管轄する保健所</p> <p>※生計同一証明書のかわりに住民票でも構いません。この場合、身体障害者等と運転者が同居していることを証明する住民票(両者が記載されているもの[世帯全員・続柄記載のもの])を添付してください。 なお、二世帯住宅で世帯が別の場合は身体障害者等の世帯と運転者の世帯の2通を添付してください。 (申請予定日より概ね1か月以内に発行されたもの)</p> <p>○使用目的を証明する書類 ・通学、通院、通所、通勤等の証明書等 (申請予定日より概ね1か月以内に発行されたもの)</p>	<p>○減免申請書 ・各県税事務所に備えています。 ・自動車の登録番号又は車台番号が必要です。</p> <p>○印鑑 ○手帳(原本) ○運転免許証(原本) ○常時介護証明書 ・以下の各機関で発行されます。 発行にあたって必要な書類は各証明機関にお問い合わせください。 身体障害者手帳の場合 →住所地为管轄する市福祉事務所又は町村 戦傷病者手帳の場合 →県福祉保健総務課 療育手帳の場合 →住所地为管轄する市福祉事務所又は町村 精神障害者保健福祉手帳の場合 →住所地为管轄する保健所</p> <p>(申請予定日より概ね1か月以内に発行されたもの)</p>
<p>○すでに自動車を所有している場合……自動車検査証(写しでもよい) ○すでに減免を受けている自動車を乗り換える場合……前車について廃車又は移転したことを証明する自動車検査証等(写しでもよい)</p>		

※減免申請書は、伊都、日高、東牟婁の各振興局総務県民課でも備えております。

●減免申請期限

- すでに(毎年4月1日現在)自動車を所有している場合
 - 納期限(平成23年度は、5月31日)までに減免申請を受け付けた場合は、自動車税年税額(限度額まで)を減免します。
 - 納期限後に減免申請を受け付けた場合は、申請の翌月以後の月数に応じて自動車税年税額の月割相当額(限度額の月割相当額まで)を減免します。
- 新しく自動車・軽自動車を購入(取得)する場合
登録するとき(※)までに減免申請してください。
なお、登録するときまでに減免申請ができなかった場合は、自動車税及び自動車取得税をいったん納付していただきますが、登録してから1か月以内に申請があれば、還付(限度額まで)します。
登録してから1か月を過ぎると、自動車税は1(2)による月割相当額を減免しますが、自動車取得税は減免を受けることができなくなりますので御注意ください。
※ 自動車……運輸支局に新規(移転)登録をするとき
軽自動車…軽自動車検査協会に新規検査・移転届出をするとき

●減免申請の手続に来ていただく方（下記の方が直接来所し、手続をしてください）

身体障害者等本人が運転する場合	身体障害者等本人又は代理人
身体障害者と生計を一にする方が運転する場合	運転者
身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合	運転者

●減免申請提出先・お問合せ先

住所地を管轄する下記県税事務所へ

名 称	所 在 地	電 話 F A X	管 轄 区 域
和歌山県税事務所 自動車税・間税課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 (県庁南別館5F)	073-441-3409(直) 073-432-4111(代) 073-441-3439(FAX)	和歌山市・海南市 海草郡
紀北県税事務所 課税課	〒649-6223 岩出市高塚209 (那賀総合庁舎内)	0736-61-0067(直) 0736-63-0100(代) 0736-61-0037(FAX)	岩出市・紀の川市 橋本市・伊都郡
紀中県税事務所 課税課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 (有田総合庁舎内)	0737-64-1259(直) 0737-63-4111(代) 0737-64-1278(FAX)	有田市・御坊市 有田郡・日高郡
紀南県税事務所 課税課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 (西牟婁総合庁舎内)	0739-26-7937(直) 0739-22-1200(代) 0739-26-7915(FAX)	田辺市・新宮市 西牟婁郡・東牟婁郡

※上記県税事務所の他、伊都、日高、東牟婁の各振興局総務県民課でも、取扱いしています。

●次年度以降の減免申請手続等

現在、減免を受けている自動車については、3月下旬～4月初旬に減免申請書(継続)を送附しますので、必要事項を記入のうえ期限までに必ず提出してください。(提出がなければ減免を受けることができません。)

その他、減免事項に変更が生じた場合には、速やかに御連絡ください。手続が必要な場合があります。

身体障害者等が県外に転出された場合は、転出先の都道府県で申請手続をして減免を受けてください。

●実態調査について

「身体障害者等に対する自動車税・自動車取得税の減免制度」を適正に維持するため、実態調査を実施しています。

調査方法は御自宅訪問による減免自動車の使用状況等の聞き取り調査等です。調査の対象となった場合は御協力をお願いします。

なお、調査結果により減免を取り消す場合がありますので御了承ください。

●その他の減免（構造上身体障害者等の利用が明らかなもの）

所有者が身体障害者等であることは必要ありませんが、身体障害者等が利用するものに限ります。

減免申請期限は上記減免と同様です。提出書類等詳しくは上記県税事務所にお問い合わせください。

- 1 身体障害者等がもっぱら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等特別の装置を備えた身体障害者専用車(車いす移動車・入浴車・身体障害者輸送車)で8ナンバー登録されるもの
自動車税全額(申請時期により月割相当額)減免・自動車取得税全額減免
- 2 身体障害者等が利用するため、上記1と同様の特別の装置を備えた自動車等で身体障害者等以外の方も併せて利用できる自動車等
自動車取得税のみ特別の装置部分について減免
- 3 身体障害者等が利用できる超低床型バス
自動車取得税のみ特別の装置部分について減免
- 4 身体障害者等がもっぱら運転するために、特別の運転装置、制御装置等を備えた自動車等でタクシー等の営業用自動車等
自動車取得税のみ特別の装置部分について減免